

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System



相続税法上の「控除すべき債務」とは？ 制限納税義務者の債務控除を中心に

依田 孝子 (大森)

はじめに

今年の4月より、TAINNSの検索画面は、パステルカラーになり、従来の優しい感じになりました。

そこで、「税区分」相続税【検索範囲】判決・裁決【キーワード】債務控除で、検索しますと、検索結果163件と表示されます。

今回は、その中から、制限納税義務者の債務控除と「確実な債務」に関する判決・裁決をご紹介します。

1. 債務控除の範囲

被相続人の債務で、相続開始の際現に存するものうち、相続人等の負担部分の金額は、相続税の課税価格から控除されます(相法13①)。この債務控除の対象となる債務は、「確実な債務」に限られます(相法14①)。

また、いわゆる制限納税義務者(相法1の3三)の債務控除の対象となる債務は、次の各号に掲げる被相続人の債務で、相続人等の負担部分の金額に限られます(相法13②)。

- 一 取得した国内財産に係る租税公課
- 二 取得した国内財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権、又は抵当権で担保される債務
- 三 前二号のほか、取得した国内財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
- 四 取得した国内財産に関する贈与の義務
- 五 前各号のほか、被相続人が死亡の際、法施行地に営業所

2. 仮押えがされている不動産の相続と債務控除

昨年、相続税法13条2項の各列挙事由に該当する債務が否かを判断した判決が、初めて出されました。

平22・7・2東京地裁(棄却)
Z8888-15882
平22・12・16東京高裁(棄却)(上告)
Z8888-15883

〈事案の概要〉

この事案は、制限納税義務者である甲(原告・控訴人)が、父親(亡)の相続税申告の際、損害賠償債務を債務控除の対象としたところ、所轄税務署長が、債務控除の対象とはならないとして更正処分を行ったため、甲が乙との相続により取得した国内不動産には、A社の管財人によって、同社の代表取締役であった乙に対する損害賠償請求権の執行を保全するために仮差押え(会社更生法99)がされていた。

〈裁判所の判断〉

甲は、損害賠償債務について、相続税法13条2項二号、三号又は五号に該当し、債務控除

の対象となる旨を主張しましたが、裁判所では、次のとおり、債務控除の対象とはならないと判断しました。

① 制限納税義務者の債務控除の趣旨

相続税法13条2項の趣旨は、同法が制限納税義務者の課税財産を同法施行地にある国内財産に限定した(相法2②)ことに対応して、その差し引くべき債務もまた国内財産に関するもので、その者が支払うべきもののみ限定するという点にある。

② 相法13条2項二号

相続税法13条2項二号によって控除される債務は、国内財産を直接の目的とする担保物権で担保された債務に限定されている。

債務者の総財産を責任財産とする一般債務は、それを被担保債権とする不動産の仮差押えがされたとしても、その債務弁済の有無と財産の所有権の保持、喪失との関係は担保権で担保される債務と不動産との関係におけるような密接なものではないから、国内財産に関する債務とはいえない。

そうすると、相続税法13条2項の趣旨や同項が控除される債務を限定列挙していることから、仮差押えがされた場合における被保全債権に係る債務(本件損害賠償債務)は、同項二号に該当しないと解される。

③ 相法13条2項三号

本件損害賠償債務は、本件不動産とは無関係に生じたものであり、本件不動産に関して生じた費用としての性質を有するものではないから、乙がそれら国内財産を取得するため、又は維持・管理するために生じた債務とはいえない。

④ 相法13条2項五号

本件損害賠償債務は乙のA社に対する代表取締役としての損害賠償責任に基づくものであるから、被相続人の営業上又は事業上の債務には該当しない。

3. 「確実な債務」の判断

(1) 生前贈与に係る贈与税
平4・2・6東京高裁(全部取消し)(確定)
Z1888-6842

この事案では、被相続人が、孫及び会社の従業員に行った生前贈与に係る贈与税が、債務控除の対象となるか否かが争われました。

東京高裁では、次の「確実な債務」の認定基準に沿って、被相続人が贈与税を實質負担するという合意が成立していたこと、相続開始後、贈与税相当額が被相続人の口座から相続人によって引き出されたことから、贈与税は、債務控除の対象となるとして、納税者勝訴の判決を言い渡しました。

① 「書面によらない贈与」というだけで、債務控除の対象にならないと解すべきではなく、相続開始時点において、被相続人によって取消権が行使されずに履行されることが確実と認定できるか否かが問題となる。

② この認定は、相続開始後における状況、特に相続人によって現実にその債務の履行がされたか否かは、相続開始時点において債務の履行が確実と認められるか否かの認定においても斟酌されるべきである。

(2) 見積埋戻費用
平18・3・10非公開判決
J013-1162

この事案は、出資の評価に当

たり、純資産価額の計算上、岩石等の採掘跡地の埋戻費用を負債として資産の金額から控除できるか否かが争われた事案です。

不服審判所では、次のように判断し、本件埋戻費用は、事後の費用で見積計上であるから、「確実な債務」に当たらないとした原処分庁の主張を斥けました。

① 出資の評価に当たっても、相続税法13条14条に規定する債務については、債務が存在すること、相続開始時における債務の確実性とその評価額(具体的な負担時期と金額等)を確定していくことが必要である。

② この場合、債務者の履行義務が法的に強制されている債務に限らず、社会生活上、営業継続上又は債権債務の成立に至る経緯等により、事実的、道義的に履行が義務づけられ、履行する確率性の高い債務も、債務の存在のみならず、履行の確実と認められる債務が否か、債務の内容を個々に判断することになる。

③ 本件埋戻費用は、債務の存在と履行の確実性の観点から、相続税法上の「確実な債務」であるから、純資産価額の計算上の負債として資産の金額から控除すべき債務と認められる。

おわりに

ご紹介した判決・裁決をTAINNSで検索する場合のキーワードは、「債務控除」「制限納税義務者」「確実な債務」「贈与税」「埋戻費用」です。

収録内容に関するお問い合わせはデータベース編集部
03-5496-1416

会計事務所所長様及び職員の皆様へ 顧問先満足度の究極へ。 会計事務所は今、 最強のプロフェッショナル・ ツールを手にする。

顧問先と会計事務所のNextへ

会計事務所向けERPシステム



新登場

- システム間の連携を強化し、確実で、スピーディーな事務所業務をマネジメント。
- 顧問先の業務ごとの進捗状況を自動取得して、ひと目で把握。
- ワイドディスプレイで快適な業務処理を実現。
- 来たるべきクラウド時代の到来に備えたシステム対応。

会計事務所版CRMを実現して、顧問先のあらゆるニーズに究極レベルで対応。

ますます多様化し、高度化する顧問先のニーズ。会計事務所には、単に顧問先データを管理するだけでなく、経営情報を多角的に分析し、的確な指導のもと、顧問先を繁栄に導くことが求められます。こうして、顧問先との絆をより強固なものにすること。このようなCRM (Customer Relationship Management) の考え方に基いた事務所経営

詳しくは今すぐ

MJS 会計事務所向け新製品
「ACELINK NX-Pro 発表会」開催中!!

●詳しくはインターネットで
<http://www.mjs.co.jp/nxseminar>

発表会に関するお問い合わせは、セミナー事務局 TEL.03-5326-0381



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789